

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

(12) 道立病院局（医療職給料表(1)）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	職員数	うち再任用	(人)	(%)	段階	
1級	医療業務を行う職務	7	9.9%	医師	4		15	21.1%	医師級	
				医長	3					
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務 を行う職務	8	11.3%	医長	8					
3級	1 本庁の主幹の職務 2 病院（子ども総合医療・療育センターを除く） の副院長の職務 3 子ども総合医療・療育センターの部長、 総合発達支援センター長、特定機能周産期母子 医療センター長、循環器病センター長又は在宅 支援室長の職務 4 医長又は主任技師の職務	48	67.6%	医長	38		38	53.5%	係長級	
				子ども総合医療・療育センターに置くセンターのセンター長	3		10	14.1%	課長補佐級	
				部長	4					
				副院長	3					
4級	1 医療指導参事、医療参事又は人材確保対策 室長の職務 2 子ども総合医療・療育センター長の職務 3 病院長の職務 4 子ども総合医療・療育センターの副センター 長、地域連携センター長又は医療安全推進室長 の職務	8	11.3%	副センター長	2		7	9.9%	課長級	
				室長	1					
				道立病院の長	4					
				子ども総合医療・療育センターの長	1		1	1.4%	次長級	
合 計		71	100.0%							